第 4957 号

(2-2)



1994年1月6日創刊•毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 4月 7日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 消費税の課税売上割合の計算方法が改正に

A:金銭債権の譲渡についても有価証券と同様に譲渡対価の5%を資産の譲渡等の額に含めることになりました。

## 【解説】

消費税の課税売上割合とは、課税資産の譲渡等の合計額÷資産の譲渡等(課税資産と非課税資産の譲渡等の合計額)で求めた割合をいいますが、その割合が95%以上であれば、原則として仕入に係る消費税額の全額が控除されることとなっています。

今年度は、この非課税資産の譲渡等に含める金額が改正されました。

非課税資産の譲渡等には、これまで、有価証券の譲渡金額の5%相当額と金銭債権の譲渡金額の全額(ファンド等への貸出債権など取引の対価として取得した金銭債権を除く)が含まれることとなっていましたが、金融でからの要望もあり、企業再生支援に伴うフ援に伴うの運動をはでででは、企業のでは、企業を取引のでは、資出債権の譲渡等、取引のでは、有価証券と同様に譲渡対価のものでは、有価証券と同様に譲渡対価のも多いでは、有価証券と同様に含めることとなりました。

この改正は、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡から適用されます。







